へいせい ねん がつにち ちょうかく しょうがい かた ほちょうき 平成29年3月12日から、聴 覚に障 害がある方 (補聴器を使用しても 10 けいおんき おと き うんてん かた メートルの距離で 90 デシベルの警音器の音が聞こえない方)が運転できる じどうしゃ しゅるい ひろ

新たに運転できる自動車の種類

じどうしゃ しゅるい あら

じゅうらい 【従来】

車両総重量

自動車の種 類が広がります。

5トン

普诵自動車

【新制度】

車両総重量

3.5 トン

7.5 トン

普通自動車

普通免許

準 中型自動車

じゅんちゅうがためんきょ

じょうようでゅうがためんきょ しゅとく しゃりょうそうじゅうりょう 準中型免許を取得することで車両総重量7.5トンまでの自動車が運転できます。 (1)

② 平成29 年 3 月11日までに普通免許を取得した方は、引き続き車 両総 重 量 5 トンまでの

自動車を運転できます。

ちょうかくしょうがいしゃひょうしき ひょうじ

とくていこうしゃきょう 特定後写鏡を取り付けることと聴覚障害者標識を表示することが条件となります。

じゅんちゅうがたじどうしゃ ふつうじどうしゃいがい ほゆう めんきょ しゅるい おう げんどうきつきじてんしゃ こがたとくしゅじどうしゃ 準 中 型 自動車、普通自動車以外でも、保有する免許の種類に応じ、原動機付自転車、小型特殊自動車、

おおがたじどうにりんしゃ ふつうじどうにりんしゃ うんてん 大型自動二輪車、普通自動二輪車を運転することができます。

とりつ 特定後写鏡(ワイドミラー又は補助ミラー)の取付け

準中型自動車と普通自動車を運転する時は、ワイドミラー又は補助ミラーを取り付けること ひつよう が必要です。

乗用車に取り付けるワイドミラーの例



ワイドミラーの例



取付け例

ゕ゚^{もっしゃ}に取り付ける補助ミラーの例



補助ミラーの例



取付け例

聴覚障害者標識の表示

準中型自動車と普通自動車を運転する時は、前と後ろの定められた位置に聴覚障害者標識







げんどうきつきじてんしゃ こがたとくしゅじどうしゃ おおがたじどうにりんしゃ ふつうじどうにりんしゃ うんてん しょ とくていこうしゃきょう 原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車を運転する時には、特定後写鏡をといっ ちょうがくしょうがいしゃひょうしき こう 取り付けることと 聴 覚 障害者標 識を付けることは必要ありません。

かもつじどうしゃ うし み じゅんちゅうがたじどうしゃなど うんてん とき ほじょ 貨物自動車などの後ろが見えない 準中型自動車等を運転する時には、補助ミかつよう

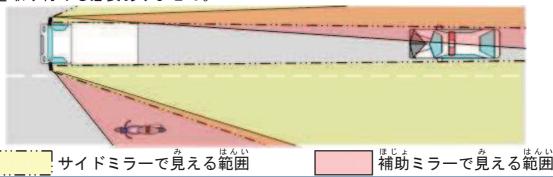
ラーを活用しましょう。

補助ミラーとは

荷物により後ろが見えない貨物車などの左右のサイドミラー (ドアミラー) に取り付けることで、自動車の後方の視界を確保することができる 鏡 のことです。

運転席側の補助ミラーは、内向きに角度を付けることで、自分の車の真後ろの視界を確保することができ、緊急車両などを発見し易くします。また、運転席と反対側の補助ミラーは、外向きに角度を付けることで、運転席と反対側の補助ミラーは、外向きに角度を付けることで、運転席と反対側の斜め後方の視界を広げ、サイドミラーの死角にいる自動に対象した。この車両などを発見し易くします。

※ 原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車を運転するときは、補助 ミラーを取り付ける必要ありません。



はいます。 とりつ ほうほう じっさい み かた 補助ミラーの取付け方法と実際の見え方

補助ミラーは、サイドミラーの角などに取り付けて、本来のサイドミラーの視界の 妨 げにならないようにしましょう。



まうし きんきゅうしゃりょう せっきんちゅう 真後ろから緊急車両が接近中



サイドミラーでは緊急車両



補助ミラーでは真後ろの

ゕもっしゃ うんてんせき はんたいがわ と っ ほじょ 貨物車の運転席と反対側に取り付けた補助ミラーの例



サイドミラーの死角にいる



を確認できない。

サイドミラーでは自動二輪車を確認できない。

